

平成30年11月22日（木）
石井 苗子 議員（維新）

参・法務委員会
対法務当局（法制部）

1問 人事院勧告による一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官・検察官の報酬・俸給を改定する理由について、法務当局に問う。

〔前提〕

裁判官の報酬については、裁判官の職務と責任の特殊性等に基づき、「裁判官の報酬等に関する法律」において、一般の政府職員と異なる給与体系が定められている。

検察官の俸給については、検察官の職責やその準司法官的性格に鑑み、「検察官の俸給等に関する法律」において、裁判官に準じた給与体系が定められている。

〔結論〕

他方、人事院勧告の趣旨は、一般職の国家公務員の労働基本権制約の代償措置として、その給与水準を民間の給与水準に準拠して定めるところにあり、合理性があるものと認識している。

一般の政府職員の俸給表に準じて裁判官の報酬月額及び検察官の俸給月額を改定する方法は、一方で、裁判官及び検察官の職務と責任の特殊性を反映させつつ、他方で、人事院勧告の重要性を尊重し、国家公務員全体の給与体系の中でのバランスの維持にも配慮するという理由に基づくものであって、給与水準の改定の方法として合理的であると考えている。

(対大臣・副大臣・政務官)

司法法制部 作成

11月22日(木) 参・法務委 石井 苗子 議員(維新)

2問 障害者雇用の問題がある中で、検察官の俸給を引き上げることは国民の理解を得られないのではないか、法務大臣の見解を問う。

[障害者雇用について]

(お尋ねの) 障害者雇用の問題については、法の支配の実現を使命とし、障害を理由とする偏見・差別の解消に向けた人権啓発にも取り組んでいる法務省において、制度の対象とならない多くの職員を障害者として計上していたことは、正にあってはならないことであり、深くお詫び申し上げる。

今後は、政府の基本方針(注)に基づき、再発防止はもとより、法定雇用率の速やかな達成と障害のある方がいきいきと働くことができる環境作りに向け、省内一丸となって取り組んでまいりたい。

[検察官の給与改定について]

他方、検察官の給与改定については、(先ほど司法法制部長が答弁したとおり、) 検察官の職務と責任の特殊性を反映させつつ、他方で、人事院勧告の重要性を尊重し、国家公務員全体の給与体系の中でのバランスの維持にも配慮したものであって、給与水準の改定の方法として合理的である。



したがって、今般の検察官の給与改定については、
国民の皆様の御理解をいただけるものと考えてい
る。】

(注)「公務部門における障害者雇用に関する基本方針」(平成30年10月23日、公務部門における障害者雇用に関する関係閣僚会議において策定)

(参照条文)

○検察庁法(昭和二十二年法律第六十一号)

第四条 検察官は、刑事について、公訴を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、且つ、裁判の執行を監督し、又、裁判所の権限に属するその他の事項についても職務上必要と認めるとときは、裁判所に、通知を求め、又は意見を述べ、又、公益の代表者として他の法令がその権限に属させた事務を行う。

【責任者：司法法制部司法法制課 福原課長 内線████ 携帯████】

人事課作成

11月22日(木) 参・法務委 石井 苗子 議員(維新)

3問 検事の初任給調整手当の金額の根拠について、法務当局に問う。

(答)

検事の初任給調整手当の金額は、(例えば、検事18号では、7万5,100円であり、検事13号では、1万9,000円である。

この金額は、)弁護士の収入の状況に係る調査結果等を踏まえた上で、その職責にふさわしい資質と能力を備えた任官希望者を確保するという本手当の趣旨に見合うように定めたものである(注)。

(注)昭和46年の制度創設後、勤務弁護士の給与と初任の検事の給与との格差が大きくなつたことから、日本弁護士連合会に勤務弁護士の収入調査を依頼した上、その調査結果をも踏まえた上、昭和61年及び平成元年に、初任給調整手当を増額している。

	S 46.4.1	S 61.4.1	H1.4.1
検事13号	3,000円	17,000円	19,000円
検事14号	6,000円	27,200円	30,900円
検事15号	9,000円	39,300円	45,100円
検事16号	12,000円	43,800円	51,100円
検事17号	16,000円	60,500円	70,000円
検事18号	18,000円	64,000円	75,100円
検事19号	21,000円	71,200円	83,900円
検事20号	23,000円	73,600円	87,800円

更問 検事の初任給調整手当の金額は高すぎるのではないか。

(答)

1 法務省が日本弁護士連合会の協力を得て実施した、平成28年の法曹の経済状況調査によれば、平成27年度の若手弁護士の収入状況（平均値）は、約570万円から始まり、3年目で約900万円となっている。

他方、検事については、初任給調整手当を含めなければ約530万円、同手当を含めると約620万円から始まるが、約900万円に達するのは、概ね10年目の検事9号のときである。

2 もとより、事業主的な営業形態をとることが通例である弁護士の収入と検察官の給与とを単純比較することは困難であるが、こうした例に照らしても、初任給調整手当の金額が高すぎるということはないものと考えている。

(別添) 平成28年の法曹の経済状況調査（抜粋）

(参考) 初任給調整手当と俸給表の増額改定について

初任給調整手当が支給されている検事については、一般職の職員よりも優遇されていることから、俸給表の増額改定の必要はないとの意見も想定される。

しかし、検察官の俸給は、その仕組みにおいて職務と責任の特殊性を相当程度反映し、また、その水準において一般の行政官に対比しある程度の較差を保つこととしたものである。初任給調整手当は、検事の初任給と新たに弁護士となる者の収入の格差を埋めることによって優秀な任官者の確保を図るという目的で支給されているものであり、同手当が支給されていることが検察官の俸給の在り方に関する考え方の合理性を否定するものではないと考えられる。

(対大臣・副大臣・政務官)

司法法制部 作成

11月22日(木) 参・法務委 石井 苗子 議員(維新)

4問 檢察官の俸給が一般の政府職員の給与水準と比べて高いことは国民の理解が得られないのではないか、法務大臣の見解を問う。

[前提]

検察官は、国家公務員法上は一般職の国家公務員とされているが、その俸給については、一般職給与法とは別個に、「検察官俸給法」が制定されており、その俸給月額は裁判官に準じて定められている。

[検察官の俸給が裁判官に準ずる理由]

これは、検察官が、

- 司法権の発動を促し、その適正かつ円滑な運営を図る上で極めて重大な職責を有する準司法的性格を有するものであること
- 原則として裁判官と同一の試験及び養成方法を経て任用されるなど裁判官に準ずる性格を有していること

によるものである。



〔結論〕

今申し上げた理由から、検察官の俸給は、他の一般職の国家公務員と異なり、裁判官の報酬に準じた給与水準となっている。

このような扱いは合理的なものと理解しており、
国民の皆様の御理解もいただけるものと考えてい
る。】

(参照条文)

○検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）

第四条 検察官は、刑事について、公訴を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、且つ、裁判の執行を監督し、又、裁判所の権限に属するその他の事項についても職務上必要と認めるときは、裁判所に、通知を求め、又は意見を述べ、又、公益の代表者として他の法令がその権限に属させた事務を行う。

【責任者：司法法制部司法法制課 福原課長 内線██████ 携帯██████】